

平成30年度等級等ごとの職員の数の公表について（平成30年4月1日現在）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（平成30年4月1日現在）における等級等ごとの職員の数について公表します。

1 行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳（左記の職務と同程度の職を含む。）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事等の職務 2 主事補等の職務	18	7.1%	主事補	4	18	7.1%	主事級
				主事	12			
				保健師	2			
2級	1 主幹等の職務 2 高度の知識又は経験を有する主事等の職務	28	11.1%	主幹	20	28	11.1%	主幹級
				保健師	5			
				保育士	1			
				教諭	2			
3級	1 主任等の職務 2 高度の知識又は経験を有する主幹等の職務	77	30.6%	主任	26	77	30.6%	主任級
				保育士（主任）	1			
				教諭（主任）	2			
				主幹	35			
				保育士	2			
				保健師	2			
				教諭	4			
主査（再任用短時間）	5							
4級	1 係長等の職務	63	25.0%	係長	58	63	25.0%	係長級
				保育士（係長）	1			
				教諭（係長）	4			
5級	1 課長補佐等の職務	24	9.5%	課長補佐	18	24	9.5%	課長補佐級
				局長補佐	1			
				保育所長 <small>□</small> 課長補佐	1			
				教頭 <small>□</small> 課長補佐	4			
6級	1 課長等の職務 2 副参事の職務	32	12.7%	課長	22	32	12.7%	課長級
				副参事	7			
				局長	2			
				次長	1			
7級	1 部長等の職務 2 参事の職務	10	4.0%	部長	6	10	4.0%	部長級
				会計管理者	1			
				参事	2			
				議会事務局長	1			
合計		252	100%		252	252	100%	

2 消防職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳（左記の職務）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 消防士の職務	15	25%	消防士	15	15	25%	消防士級
2級	1 消防士長の職務 2 消防副士長の職務	2	3%	消防士長	2	2	3%	消防士長級
3級	1 主任の職務 2 消防司令補の職務	12	20%	主任	5	12	20%	主任級
				消防司令補	7			
4級	1 係長の職務 2 高度の知識又は経験を有する 消防司令補の職務	19	31%	係長	16	19	31%	係長級
				主任	3			
5級	1 課長補佐、次席及び主査の職務	8	13%	課長補佐	3	8	13%	課長補佐級
				次席	2			
				主査	3			
6級	1 課長、署長及び副参事の職務	3	5%	課長	3	3	5%	課長級
7級	1 消防長の職務 2 消防次長の職務	2	3%	消防長	1	2	3%	部長級
				消防次長	1			
合計		61	100%		61	61	100%	

3 技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳（左記の職務）		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 一般技能職員の職務 2 一般の労務職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
2級	1 技能又は経験を有する 技能職員の職務	0	0%	—	0	0	0%	—
	2 技能又は経験を有する 労務職員の職務							—
3級	1 相当の技能又は経験を有する 技能職員の職務 2 相当の技能又は経験を有する 労務職員の職務 3 高度の技能又は経験を有する 技能職員の職務 4 高度の技能又は経験を有する 労務職員の職務	3	30%	調理手	1	3	30%	主任級
				土木工手	1			
				作業管理員	1			
4級	1 極めて高度の技能又は経験を有する 技能職員の職務 2 極めて高度の技能又は経験を有する 労務職員の職務	7	70%	調理手	4	7	70%	係長級
				事務補	2			
				作業管理員	1			
合計		10	100%		10	10	100%	

※ 等級別、職制上の段階ごとに給料が決定されていない職員（特別職、臨時職員等）を除きます。
割合は小数点第2位を四捨五入。